

プラスワン通信

<「争続」の現場にならない為には？>

相続税を納税する人は、100人のうち数パーセントですが、遺言と遺産分割は納税の有無にかかわらず、ほとんどの人にふりかかることであり、この話題から逃げることはできません。

遺言と遺産分割について

全国の家裁判所の遺産分割の件数

平成4年:8,163件 ➡ 平成23年 11,214件 約1.3倍 **年々増加**

全国の家裁判所の遺言書の検認件数

平成4年:6,696件 ➡ 平成23年 15,113件 約2.2倍 **年々増加**

※「司法統計」より抜粋。

遺言・・・「死亡後に法律上の効力を生じさせる目的で、遺贈、相続分の指定、相続人の廃除、認知などにつき、民法上、一定の方式に従ってする単独の意思表示」

※大辞泉より。

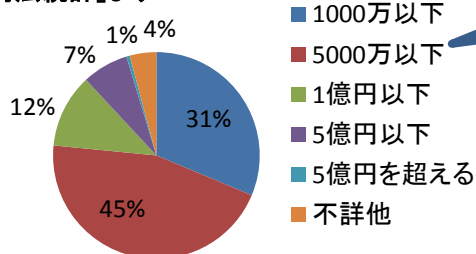
- ◆遺言は、財産を誰に分けるかなど、財産行為・身分行為などに限り効力が生じます。
- ◆法的な拘束力はありませんが、付言事項で「今までの想い」が書けます。

遺産分割・・・※合意有り→分割内容は、自由に決められる。

※合意無し→法定相続分で分割(実際には、法定相続分の分割が多い)

遺産分割事件 (平成23年度)

「司法統計」より



5000万以下が全体の76%

➔ **資産家だけの問題ではありません**

～年々増え続ける相続のもめ事ですが遺言を残す事で、ある程度は争い事にならずに済みます。
争う可能性があるのに何も残さないのは無責任なのかも知れません～

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

TEL:03-3255-2305

Mail:info@kkplus1.com